

2002年12月24日 堀野紀

要綱案に対する修正案

要綱19の修正案

- 委員会及び各地域委員会に幹事及び書記を置く。
- 幹事及び書記は、最高裁判所事務総局総務局事務官又は各地域委員会に係る高等裁判所事務局総務課事務官の中から、最高裁判所又は各地域委員会に係る高等裁判所が任命する。
- 幹事は、委員長又は地域委員長の命を受けて、庶務を掌る。書記は、委員長又は地域委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

(参考条項)

簡易裁判所判事選考規則

第1章 簡易裁判所判事選考委員会

第12条 委員会に幹事1人を置く。

2. 幹事は、最高裁判所の裁判所事務官の中から、委員長が、これを委嘱する。
3. 幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第13条 委員会に書記を置く。

2. 書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。
3. 前条2項の規則は、書記にこれを準用する。

第2章 簡易裁判所判事推薦委員会

第24条 委員会に幹事1人を置く。

2. 幹事は、当該地方裁判所の裁判官又は裁判所事務官の中から、委員長が、これを委嘱する。
3. 幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第25条 委員会に書記を置く。

2. 書記は、当該地方裁判所の裁判所事務官の中から、委員長がこれを委嘱する。
3. 書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

2002年12月24日 堀野紀

確認事項案に対する修正案

確認事項6と7の間に付加案

委員会及び各地域委員会は、指名候補者に関する資料又は情報を有する者からその提供があった場合、これを受理するものとする。

確認事項7に付加案

委員会は、地域委員会に対し、指名候補者の名簿を提供すべきである。地域委員会は情報を収集し又は意見を述べるため、指名候補者に関し、委員会に対して必要な資料の提供を求めることができるものとするべきである。